（様式第12号）（第33条関係）

単身者用の住宅等の建築
及び管理に関する協定書

下記の開発（建築）行為について、羽曳野市開発指導要綱（以下「要綱」という。）に基づき協議を行った結果合意に達したので、羽曳野市（以下「甲」という。）と事業者（以下「乙」という。）との間に、要綱第３３条第２項に基づく協定を締結する。

記

第１条　開発区域の位置及び事業の概要

１、開発区域の位置　　羽曳野市

２、開発区域の面積　　㎡

３、予定建築物等の用途

第２条　乙は、甲との開発（建築）行為にかかる協議事項を遵守するとともに、羽曳野市環境美化条例、同施行規則、羽曳野市開発指導要綱、同運用基準並びに都市計画法等の関係法令に基づき施行する。

第３条　開発（建築）行為にかかる土地に関して紛争が生じた場合は、乙が一切の責任をもって処理し、乙の過失により生じた損害は乙が補償するものとする。

第４条　乙は、協定締結後、当該開発（建築）行為に関する権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡するときは、譲受人に協定に基づく義務を正確に理解させ、かつ、乙の責任において、当該義務を履行させなければならない。

２　前項の規定において、譲受人が協定に基づく義務を履行しない場合は、乙が当該義務を履行しなければならない。

第５条　甲及び乙は、当該開発（建築）行為に関し特記事項として次に掲げる事項を遵守する。

特記事項	１、乙は当建築物の管理体制を整え、近隣住民と紛争が生じないよう努めること。また当建築物の管理について紛争が生じた場合、誠意をもって紛争の解決を図ること。 ２、乙は別に管理規則を定め入居者に周知徹底し、遵守させること。 ３、乙はゴミ置場の維持管理を行うこと。 ４、乙は敷地内の緑化に努め、植栽等の維持管理を行うこと。 ５、中高層建築物に該当する場合は、高さ等に関する協議事項を遵守するものとする。

第６条　本協定書に定めのない事項については、要綱に基づき、甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、甲・乙各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　　羽曳野市誉田４丁目１番１号

羽曳野市

代表者　　市　長　　㊞

乙　　事業者　　住　所

氏　名　　㊞